

全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入中の皆様へ

《保険適用の自己負担額 21,000 円以上の領収証の払い戻し》
(外来、入院、補装具など)

令和5年1月から全国健康保険協会(以下、協会けんぽ)の対応変更に伴い、市役所での医療費の払い戻しの際には、事前に保険者へ高額療養費の申請が必要となります。

他の保険加入の方	協会けんぽ加入の方
領収証、保険証(又は資格確認書等)、受給者証、通帳、印鑑をお持ちいただき、市窓口へ	協会けんぽへ、高額療養費支給申請書を提出。 (提出先はお勤め先にご確認ください。) ↓ 協会けんぽから、高額療養費の支給決定通知(又は不支給決定通知)を受け取る。 ↓ ※ 支給決定通知に「合算」とある場合 内訳書の送付を協会けんぽへ依頼する。 (愛知支部は電話での依頼可とのこと)。 ↓ 領収証、保険証(又は資格確認書等)、受給者証、通帳、 <u>支給決定通知書(又は不支給決定通知書)</u> (合算の場合は、内訳書)をお持ちいただき、市窓口へ(印鑑は不要)

マイナ保険証や限度額が記載された資格確認書(限度額適用認定証)を提示したため、高額療養費に該当しないと思われる場合も、保険者からの不支給決定通知が必要となるため、被保険者からの申請が必要です。

協会けんぽ加入者が自己負担額21,000円以上の医療費の払い戻しを受け
る際は、市役所での手続きの前に、協会けんぽへ高額療養費の申請を行ってくだ
さい。

協会けんぽへの申請に関するお尋ねについては、お勤め先等へご確認ください。